

0. 辻原担当分の講義をはじめるとにあたって

1) 辻原担当分の予定

- 05/24（金） 第1回 序説「居住環境」からみた環境共生論
05/31（金） 休講（出張のため）
06/07（金） 第2回 居住環境と自然エネルギー
06/08（土） 第3回 住み続けられる都市環境への適応（補講，同じ時間帯に実施する予定）
06/14（金） 第4回 居住環境からみた地域資源と文化財

2) 担当者などの連絡先

質問などは，下記の担当者まで

教授・辻原万規彦

部屋：環境共生学部西棟（旧棟）4階南西角

電話：096-321-6706（直通），もしくは383-2929（内線492）

e-mail：m-tsuji@pu-kumamoto.ac.jp

辻原が不在の際は，下記まで

研究室助手・岡本孝美

部屋：環境共生学部西棟（旧棟）3階南西角・田中研究室／4階中央・岡本助手室

電話：096-383-2929（内線482（助手室）／内線475（田中研究室））

e-mail：okamoto@pu-kumamoto.ac.jp

第1回 序説「居住環境」からみた環境共生論

1. 居住環境学の枠組み

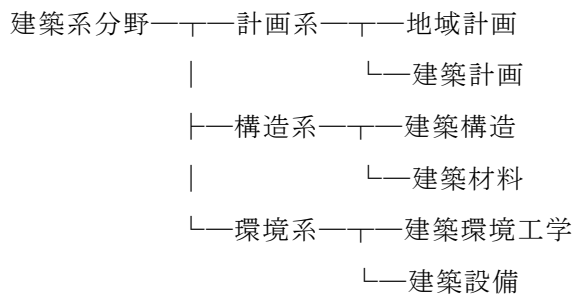
居住環境学では、どんなことを学修するのだろうか？どんなことを学修しそうなのだろうか？
思いついたことを書き出してみよう。

1) 居住環境とは（「居住環境を創る」の復習）

居住環境＝私たちの意識や行動に何らかの作用を及ぼすと同時に、私たちの意識や行動によって
何らかの作用を及ぼされている、**私たちや私たちの住まいをとりまくいろいろな状況**
のこと（ただし、これは辻原の考え方）。

※工学部などにある建築学科と環境共生学部にある居住環境学専攻の違いは？

2) 建築系分野の枠組み



※法律や経済，心理学などのいわゆる文系の内容から，電気や機械などの工学，流体力学などの理学，それに医学まで幅広く関係があります。

※※環境資源学科で学ぶ内容とリンクしている科目もあり，食健康科学科で（ほぼ）同じ内容が講義されていることもあります。

3) 居住環境学の目標

われわれをとりまく周囲の環境の

- 1) 安全性（→構造系）
- 2) 健康性，快適性，利便性（→環境系，計画系）
- 3) 美しさ（→計画系）

を実現しようとする学問体系。

→自分に身近な住宅を例に考えてみよう

2. 居住環境学と持続可能な開発

居住環境学の分野では、どんなふうに環境問題に貢献できるのだろうか？どのような点で環境問題に貢献できるのだろうか？

思いついたことを書き出してみよう。

1) SDGs と居住環境学

SDGs : Sustainable Development Goals, 持続可能な開発目標

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標

- ・ 2015 年 9 月に開催された国連サミットで採択。
- ・ 全ての国々, 全ての人々が対象。全ての人々や機関がそれぞれに役割を果たす。経済, 社会, 環境の 3 つを統合して考える。だれにでもわかりやすく, 状況を確認することが可能。

2) SDGs のゴール 11「住み続けられるまちづくりを」

目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

※レジリエンス：復元力。回復力。困難な状況にもうまく適応する過程や能力，さらには適応した結果。

※英字は，主に達成手段に関するもの。太字は辻原によるまとめ。

- 11.1 2030年までに，すべての人々の，適切，安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し，スラムを改善する。（安全で安価な住宅の供給）
- 11.2 2030年までに，脆弱な立場にある人々，女性，子ども，障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し，公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により，すべての人々に，安全かつ安価で容易に利用できる，持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。（安全で安価な交通の整備）
- 11.3 2030年までに，包摂的かつ持続可能な都市化を促進し，すべての国々の参加型，包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。（人間居住計画の強化）
- 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。（文化遺産や自然遺産の保護）
- 11.5 2030年までに，貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら，水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し，世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。（災害による被害の抑制）
- 11.6 2030年までに，大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め，都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。（環境による悪影響の軽減）
- 11.7 2030年までに，女性，子ども，高齢者及び障害者を含め，人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。（公共空間の整備）
- 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて，経済，社会，環境面における都市部，都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。（都市と地方の連携）
- 11.b 2020年までに，包含，資源効率，気候変動の緩和と適応，災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ，仙台防災枠組2015-2030に沿って，あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。（統合的な政策の策定）
- 11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて，後発開発途上国における現地の資材を用いた，持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。（財務的・技術的支援）

3)「居住環境」からみた環境共生を実現するために

①違いに気付こう，違いを活かしてみよう

→居住環境と自然エネルギー（2回目）

②どんなことが起きているかを考えてみよう，理解してみよう

→住み続けられる都市環境への適応（3回目）

③視野を広げて組み合わせよう

→居住環境からみた地域資源と文化財（4回目）